

地域連携を柱とした学校経営  
～酒田市立第三中学校での実践を通して～

今野 誠

東北公益文科大学総合研究論集第47号 抜刷

2024年3月15日発行

## 研究ノート

# 地域連携を柱とした学校経営 ～酒田市立第三中学校での実践を通して～

今野 誠

### はじめに

近年、教員を志望する学生の減少が問題となっていて、文部科学省の調査によれば令和5年度採用の教員選考試験の競争率は過去最低を更新したと報道され、大量採用時代の退職を迎えて採用が増えたことなどを要因に挙げているが、これは「社会や経済の変化に伴い、子供や家庭、地域社会も変容し、生徒指導や特別支援教育等に関わる課題が複雑化・多様化しており、学校や教員だけでは、十分に解決することができない課題も増えている。」といった背景と切り離して考えることはできない<sup>1</sup>。

これに関して、平成27(2015)年12月21日に中央教育審議会が答申した「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（以下「地域学校協働答申」という。）の「はじめに」に、印象的な一文がある<sup>2</sup>。

本答申全体を流れている理念は、未来を創り出す子供たちの成長のために、学校のみならず、地域住民や保護者等も含め、国民一人一人が教育の当事者となり、社会総掛かりでの教育の実現を図るということであり、そのことを通じ、新たな地域社会を創り出し、生涯学習社会の実現を果たしていくということである。

<sup>1</sup> 中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」、平成27年12月21日、p.3。

<sup>2</sup> 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」、平成27年12月21日、p.1。

筆者はこの理念を高く評価するものであるが、少子高齢化や人口減少が著しい地方においては、例えばコミュニティ維持のために重要な役割を果たしてきた民生委員・児童委員等のなり手不足が課題となっているなど、学校が連携・協働すべき地域そのものが衰退しかねない状況となっている。

したがって、「社会総掛かりでの教育の実現」を図り「新たな地域社会を創り出す」ためには、単に学校が地域の方々に協力を求めるといった一方的な関係ではなく、学校も地域の願いを聴き、それに応えることで、学校と地域が「互いに参画し合い、提案し合う」という関係になることが必要であるとする。

この論文では、「地域と共にある学校、学校と共にある地域」という関係を実現するために、両者がどのように関わり合うことが必要なのかについて、筆者が教頭・校長として勤務した酒田市立第三中学校での事例をもとに考察し、最後に今後の課題について論じたい。

## 第1章 学校と地域の連携・協働に向けた課題とその対策

学校と地域の連携をめぐっては、平成18(2006)年に教育基本法が改正され、第13条に「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」と規定された。また、平成20(2008)年に改正された社会教育法では、第3条の3に「国及び地方公共団体は（中略）社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。」と規定された。すなわち、学校教育・社会教育の両面において、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者」が「相互」に「連携及び協力」すること、そして国や地方公共団体がその「連携及び協力」を推進することの、法律上の根拠が明確にされたこととなる。

その後、中央教育審議会の各種答申や、4期にわたる「教育振興基本計画」などでその詳細が示されてきたが、冒頭でも触れた「地域学校協働答申」では、教育環境を取り巻く状況として、児童生徒数の減少とそれに伴う諸課題の深刻化、

子どもたちの学習意欲等の低下、学校が抱える課題の複雑化・困難化等を指摘しており、これに対して、同日に出された別の2つの中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」なども含めて、国レベルや地方公共団体レベルでの様々な取り組みが提言されている。

しかし、これらの答申は、一言でいえば「学校側の視点」から書かれているという印象を否めない。例えば、「世論調査結果によれば、国や社会のことに目を向けるよりも、個人生活の充実など個人個人の利益を大切にする傾向にあり、そのため、互助・共助の意識も希薄なことから、貴重な学びや成長の機会・場が失われ、地域社会の停滞につながる一因となっている。」という重要な指摘をしているが、<sup>3</sup>ではどうしたら「互助・共助の意識」を高めることができるかについては、「住民自らが学習し、地域における教育の当事者としての意識・行動を喚起していく」という抽象的・理想的観点から、<sup>4</sup>コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や「地域学校協働本部」等について論じる内容になっていて、「住民側の視点」から見た課題について、十分に論じられているようには思われない。

実際には、例えばPTA役員のなり手不足の問題であれば、母親から「PTAの委員や役員をやるために再就職を諦めた」「昇進の打診があってもちゅうちょした」、父親から「やってみようと思っても仕事を休めない」といった声が上がっているなど、<sup>5</sup>「国や社会のことに目を向けるよりも、個人生活の充実など個人個人の利益を大切にする」という指摘が連想されるような「利己的」な動機が地域の教育力を低下させているのではないことに注意する必要がある。

こうした課題に対して、平成23(2011)年7月に「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議」が提言した「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」等で示された「地

---

<sup>3</sup> 同p.3。

<sup>4</sup> 同p.10。

<sup>5</sup> 日本財団HP「強制加入、平日活動…。保護者にのしかかるPTA活動の負担。見直すべき運営のあり方」(<https://www.nippon-foundation.or.jp/journal/2023/86787/education>、令和5年4月13日公開)より。

域とともにある学校」という考え方では、<sup>6</sup>地域の方々と共に子どもたちを育てる取り組みを通して得られる成果として、①子どもたちの「生きる力」をはぐくむことができる（地域の望む子ども像の実現）②教職員、保護者、地域住民等がともに成長していく（地域の教育力向上）③学校を核として地域ネットワークが形成される（地域の活力向上）④地域コミュニティの基礎力が高まる（地域の礎の構築）と示されている。<sup>7</sup>筆者はこの「地域とともにある学校」の理念を高く評価したいが、先に触れた「住民側の視点」から見た理念を明確にする意味で、この理念を一步進めて、「地域と共にある学校、学校と共にある地域」という相互関係に立った理念を打ち出す必要があるのではないかと考える。

例えば、「子どもの権利条約」について、令和元年夏の調査では、大人の42.9%が「聞いたことがない」と回答しており、<sup>8</sup>子どもの声を聴き、子どもが意見や考えを表明する支援を行う「子どもアドボカシー」を推進する立場の方々から、同条約について学習指導要領に必須事項として盛り込むなどの提案がなされている。<sup>9</sup>しかし、「何のために」子どもを支援するのか、という観点に立てば、これこそ、学校・家庭・地域が連携・協働して取り組むべき課題であり、かつその取り組みによって子どもたちの「生きる力」を引き出すことができれば、地域活性化につながるなど、地域にもメリットが期待できる。<sup>10</sup>こうしたメリットを地域の方々に理解していただくことにより、地域の方々から積極的に学校に協力をいただけるようになると考える。

一方で、学校と地域の連携・協働を進める上で課題となっているのが、両者を結び付ける人材の確保である。

例えば、平成29年4月の学校教育法施行規則の改正施行により、小中学校や高等学校等における児童生徒の「福祉に関する支援に従事する」ことが位置づ

---

<sup>6</sup> 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」、平成23年7月5日、p.2～3。

<sup>7</sup> 同p.7～8

<sup>8</sup> 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン HP (<https://www.savechildren.or.jp/scjcms/press.php?d=3089>、2019年11月14日公開)より。

<sup>9</sup> 公益財団法人バネッセこども基金 HP (<https://note.com/kodomokikin/n/n2358b7029a04>、2023年3月13日14:21公開)より。

<sup>10</sup> 東北公益文科大学では、令和5年10月14日に「子どもアドボカシー」に関するシンポジウムを開催し、オンラインも含めて80名以上が参加した。

けられたスクールソーシャルワーカーについては、<sup>11</sup>児童生徒の「福祉に関する支援」という言葉自体が極めて広義であるうえ、「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程」の修了者が全国的にもまだ少なく、取り組みの程度は地方公共団体によってまちまちであるのが実態である<sup>12</sup>。

また、部活動については、平成31年1月の中央教育審議会答申で、「将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と提言され、<sup>13</sup>令和5年度から休日の部活動の地域移行が進められているが、<sup>14</sup>少子化の進展により小中学校の統廃合が進み、学区の面積自体が拡大し続けていることもあって、地域に受け皿を見出すことは容易ではない。

こうした専門人材よりも身近であり、ある意味では学校と地域の連携・協働のモデルとなってきたともいえるのが、民生委員・児童委員（民生委員法に基づく民生委員は児童福祉法により児童委員と兼務）である。しかし、全国の定員が24万人超であるのに対し、委嘱数は15,191人も不足している。<sup>15</sup>この理由として、全国民生委員児童委員連合会が平成28年11月に行った「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会報告」では、業務の多さや組織間での調整の不備など、様々な課題が指摘されている<sup>16</sup>。

新潟医療福祉大学の青木茂氏は、結果をふまえて要因を12点挙げ「民生委員に就任することにより自動的に付帯される役割がこれだけ多い」と問題提起を

<sup>11</sup> 東北公益文科大学では、平成30(2018)年に大学院としては日本で初めて「スクール(学校)ソーシャルワーカー教育課程」を修士課程に開設した。

<sup>12</sup> 山形県教育委員会では「スクールソーシャルワーカー人材バンク」を設け、「児童生徒のいじめや不登校、家庭環境等の問題について、福祉的な専門性及び経験を有し、山形県の教育に貢献していただける方」を募集し、教育事務所における書類審査と面接等により「一定の水準に達した方」を人材バンクに登録して、「スクールソーシャルワーク・コーディネーター（市町村に派遣）」か「子どもふれあいサポーター（小学校）」として活用している。

<sup>13</sup> 中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」平成31年1月25日、p.33。

<sup>14</sup> 山形県教育委員会では令和5年3月に「山形県における部活動改革のガイドライン」を作成した。また、部活動指導員や、地域スポーツクラブ等での指導者を希望する人が登録できる「リーダーバンクやまがた」という制度を設けた。

<sup>15</sup> 厚生労働省「令和4年度民生委員・児童委員の一斉改選結果について」（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_30177.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30177.html)、令和5年1月13日公開）より。

<sup>16</sup> 青木茂「民生委員・児童委員のなり手不足を考える」、2023年3月1日、日本地域政策学会HP（<https://ncs-gakkai.jp>）より。

した上で、解決策として「行政や社協、学校等は民生委員に必要以上に仕事を依頼しない」「民生委員は必要以上に仕事は引き受けない」に尽きるが、「容易なことではない」と主張する。その理由として、「民生委員は生活場面に寄って立つ存在であり、福祉のアンテナ（支援対象者の情報収集の能力）の役割を担ってきたため、前述のとおり活動範囲、協力範囲を曖昧にしてきたわけである。換言すれば柔軟性を持ち、機動力があり、臨機応変に動けることこそが民生委員の持ち味であり、民生委員信条にもある「良き隣人」として存在してきたわけである」と述べている。<sup>17</sup>つまり、こうした状況を承知したうえで委員を引き受けていただくしかないということである。

このような状況の中で、学校と地域の橋渡しをする人材を確保するためには何が必要であろうか。筆者は、民生委員・児童委員のような役職を地域の方々に喜んで引き受けていただくためには、何よりも「学校や児童生徒に愛着を持っていただく」ことに尽きると考える。

そのための方法はいろいろあり得るが、筆者の経験では、地域の方と交流する機会を「多様」かつ「定期的」に開催したことが有益であった。地域の方の要望や提案に応え、地域の方と話し合って提案内容の細部を共有し、開催場所も含めて多くの方が参加できるよう工夫するなど、地域の方々の目線に立って取り組んでいくことで、学校に対する信頼が生まれ、行事に参加した方がまた別の方に参加を促していただくなどして、地域との連携・協働の裾野を広げていくことができた。

第2章では、筆者が中学校において関わってきた活動を振り返り、その紹介を行うとともに、学校と地域の連携・協働のポイントについて考えていくこととしたい。

## 第2章 学校と地域の連携・協働の実例とその意義

筆者は、平成20(2008)年度から4年間、酒田市立第三中学校（以下「三中」という。）に教頭として在職し、その後、酒田市教育委員会学校教育課長などを

---

<sup>17</sup> 同。

経て、平成29(2017)年から4年間、同校の校長を務めた。

「三中」は、昭和22(1947)年に亀ヶ崎小学校に併設されて以来、75年を超える歴史を有している。学区は酒田市街地の東部に位置し、室町時代からの長い歴史を持つ亀ヶ崎地区と、戦後住宅地として急速に発展してきた松原地区にそれぞれ小学校がある。城下町の面影を残す亀ヶ崎地区と、かつての農村や田畑を取り込む形で広がってきた松原地区とでは、成り立ちの上で大きな違いがある。

「三中」は、令和5年4月時点で生徒数510名、学級数19を抱える市内随一のマンモス校で、亀ヶ崎・松原両地区からほぼ同数の生徒が就学している。一方、酒田市においても少子化の進展は著しく、「三中」と同時に開校した第一中学校は、平成23(2011)年3月に第五中学校と共に閉校となり、平成23(2011)年度から両校の学区を合わせた「新第一中学校」として開校している。「三中」でも、クラス数は令和4(2022)年度から1減となったものの、生徒数はここ数年500名強を維持してきている。

一方で、「地域学校協働答申」が指摘する、「多様な価値観を持った人々との交流や体験の減少等」を背景として生じている様々な課題については、以前から議論されていた。こうした中、平成8(1996)年7月の中央教育審議会第一次答申において、「子供たちに[生きる力]をはぐくんでいくためには、言うまでもなく、各教科、道徳、特別活動などのそれぞれの指導に当たって様々な工夫をこらした活動を展開したり、各教科等との連携を図った指導を行うなど様々な試みを進めることが重要であるが、[生きる力]が全人的な力であるということ踏まえると、横断的・総合的な指導を一層推進し得るような新たな手だてを講じて、豊かに学習活動を展開していくことが極めて有効であると考えられる。」との考え方から「総合的な学習の時間」が提言され、<sup>18</sup>平成14(2002)年度から各校の教育課程に位置付けられた。

「三中」では新設された「総合的な学習の時間」の充実を期して、それまで学習指導部・生徒指導部・健康指導部の3指導部体制で教職員を組織し学校を運営してきたが<sup>5</sup>、総合指導部を新たに位置づけ4指導部体制で学校運営を行

<sup>18</sup> 中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」、平成8年7月19日 ([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chuuou/toushin/960701.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/960701.htm))。



い、総合指導部では「総合的な学習の時間」のあり方について実践しながら研究・改善してきていた。

「総合的な学習の時間」には様々な課題があるものの、<sup>19</sup>「三中」では「多様な価値観を持った人々との交流や体験」という点に着目し、平成17(2005)年度に、地域の自治会長の皆さんに「協力要請を受けて取り組むボランティア活動ではなく、中学生がそれぞれの地域ごとに地域のためにできる活動を考え、提案・実践する活動に取り組ませたい」と提案・相談し、協力をいただいたことをきっかけに、「三中コミュニティ活動」（以下「三コミ」という。）を実践してきた。その後、各自治会長はじめPTAからの理解・協力をいただきながら、この活動を継続することができ、平成22(2010)年度には、「こころを育む総合フォーラム」から「北海道・東北ブロック大賞」をいただくなど、全国的に高く評価されてきた経緯がある。

「三コミ」は、中学生が地域に生きる一人として、地域のために自分達に何ができるかを考え、それを提案・実践するもので、その経験を通して、さらに地域を知り、将来、自治会や地域を支える大人になってほしいという願いが込められた活動であり、筆者は、この「三コミ」に「総合的な学習の時間」の中でも特に重きを置いて取り組んできた。

各年度の活動計画は、その年度の「総合指導部運営計画」の中で、育てたい力、全体テーマや学年ごとのテーマ、各学年でつけたい力の目標などについて、総合指導部での検討・提案を経て教職員で共有し、活動開始前に自治会長をはじめとする地域の方々と話し合っって具体的な活動内容を決定し、活動終了後には報告会を行って地域の方々から評価をいただき、それをさらに次年度以降の活動に反映させるというように、学校評価のPDCAサイクルを踏まえて展開されている。

1年間の学びの流れは次のとおりである。

①3月：自治会についての学習会（2年）…酒田市まちづくり推進課の方を講師に招き、学習を通して自分が住む地域社会についての理解を深める。

②5月：中学生との懇談会（全学年）…自治会長や健全育成に関わる関係機

---

<sup>19</sup> 梅木仁「改訂学習指導要領に見える中学校の総合的な学習の時間の課題と展望」、『東北公益文科大学総合研究論集』第39号、令和3年1月、p.109～156、に詳しい。

関の方を学校に招き、「三コミ」について打ち合わせをする（実現可能か、時期はどうか、もっとできることはないか、等）。

- ③6月：地区懇談会（全学年）…生徒が計画した「三コミ」の提案を行う。
- ④6～1月：「三コミ」実践（全学年）…夏祭りの手伝い、神輿祭り、公園・介護施設の清掃、花植え、資源回収等。
- ⑤1月：地域回覧用「三コミ」報告書作成（3年）。
- ⑥1月：中学生との懇談会（全学年）…自治会長や健全育成に関わる関係機関の方を学校に招き、「三コミ」への取り組みの反省・課題について話し合う。

この「三コミ」に対しては、自治会長から「『三コミ』で頑張っている中学生がかわいい。毎年の「中学生との懇談会」を楽しみにしている。」「自分の意思で参加してくれる生徒をうれしく思う。」などのコメントをいただいております。<sup>20</sup> 地域の方々喜びや、中学生を温かく見つめるまなざしをありがたく受け止めている。このように、地域の方との「win-win」の関係を築けたことで、地域の方に主体的に学校との連携に関わっていただける基盤ができたと評価している。

「三コミ」は、「提案・実践を通して、さらに地域を知り、将来、自治会や地域を支える大人になってほしいという願いが込められた活動」と上述したが、以下のような声が地域の方から学校に届き成果の一つと受け止めている。

- ・ある生徒が自治会長宅に防犯について質問に行った際に『他に私たちにお手伝いできることはありませんか？』と声をかけてくれた。
- ・6月の地区運動会に1年生が大会運営のために各係を引き受け、誠実に取り組んでいるが、そこに2年生が『お手伝いをさせてください。』と来てくれた。

この「三コミ」は、「総合的な学習の時間」の関係で、学校側から地域の方に提案・相談を行ったことが活動の出発点であったが、逆に、地域の方から学校に提案をいただいて実践につながったものもある。

その一つとして、平成22(2010)年から開催している「『人と人との絆物語』作文コンクール」がある。これは、松原地区の社会福祉協議会（以後「松原社協」

---

<sup>20</sup> 今野誠「地域連携を学校経営の柱に据える」、『内外教育』第6626号・合併号（令和29年11月21日）、p.18。

という。)から、「地域において世代を超えて「つながる」仕組みづくりの一つとして作文コンクールを行いたい」との提案があり、「生徒の主体性を尊重した取り組みにしたい」と賛同し、「松原社協」と共に検討を行い、開催に至ったものである。このコンクールは、「三中」生徒はもちろん、松原小の児童、学区に住んでいる方々等に広く参加していただく形で開始したが、その後、高校生・大学生や、学区内の企業で働いている方々にも参加対象を広げてきた。審査の結果優秀作に選ばれた作品については、休日に表彰式と発表会を行っているが、発表者を地域みんなで応援するため、松原小学校と「三中」の体育館を隔年で会場にし、回覧文書で全家庭に案内して聴衆を募っている。

亀ヶ崎地区の社会福祉協議会では、誰もが生きがいをもち、健康で安心して生活できる明るく豊かな地域を目指し、小学生・中学生・地区住民を対象に「福祉標語募集」を行い、審査・表彰式を行い、入選作品を「亀ヶ崎福祉だより」に掲載して広く地区住民にお知らせしていた。そこに、社会福祉協議会の委員で主任児童委員を兼務している方に『親守詩』（教頭在職時に研修会で紹介いただき、鳥海小勤務時に地域の方の協力を得て実践）への取組を紹介・提案したところ、温かな作品に魅了され、社会福祉協議会の会議の中で話題にさせていただき、平成30(2018)年度から、日頃感じている家族への感謝の気持ちを表し、笑顔溢れる地域を目指して『親守歌』作品募集を行っている。この活動は、小・中・高校生や地域住民だけでなく、保育園児も応募できる点がユニークである。

このように、「三中」生徒と地域の方との連携を進めてきたが、結果として保育園児から大学生、社会人まで幅広い層の育成につながる教育のプラットフォームを築き上げてきたことになる。これこそが、「地域学校協働答申」でいう「社会総掛かりでの教育の実現」と言えるのではないだろうか。

また、平成20(2008)年7月に閣議決定された「教育振興基本計画」に基づく「学校支援地域本部事業」にも、翌平成21(2009)年度から2年間取り組んだ。「三中」では、特別支援学級の生徒一人ひとりの生きる力を育むために、それぞれの生徒のニーズ等に配慮しながら、個別の時間割を作成するなどして指導を行ってきたが、本事業を活用して、「個に応じた指導の充実」「他と関わる力の育成」を目的に「学校支援ボランティア」を11名の方に引き受けていただいた。取り

組みでは、地域コーディネーターが中心になり、活動計画に基づいて様々な支援をいただき、その成果と課題を「学校支援地域本部事業」実施の際に位置づけた年2回の地域教育協議会などで共有した。

ボランティアの方からは、生徒が自信を持って活動に取り組むことができるよう、また他と関わる力をつけていけるよう、生徒の活動を観察しながら支援や賞賛の声をかけていただいた。また、ボランティアの方の特技を披露する機会を設けることにより、生徒の関心を高めると共に体験活動の充実に資することができた。その結果、生徒はボランティアの方々を親しみを込めて名前で呼ぶようになるなど、校外の方々との交流により「他と関わる力」が伸びたことがうかがえた。また、ボランティアの方々にも生徒との交流を喜んでいただき、そのおかげで事業終了後も支援をいただくことができた。

他にも地域との連携で行ってきた取り組みは様々あり、その中には保護司会と連携した「社会を明るくする運動」の一環としての「挨拶・声かけ運動」「作文募集」や、人権擁護委員会と連携した「人権作文コンテスト」「人権教室（人権擁護委員による読み聞かせ）」などもあるが、「はじめに」でも記したとおり、地方ではこうした役職のなり手不足やなり手の高齢化が問題となっている。

そこで、学校も地域コミュニティの一員として、そうした課題の解決にイニシアティブをとって取り組んだ事例を紹介したい。「三中」では、主任児童委員と教頭との情報交換会を毎月開催し、お互いが「顔の見える関係」になって、生徒の家庭状況等について、いつでも情報収集や相談ができる体制を築いてきた。主任児童委員は、2ヵ月毎に開催される民生委員・児童委員の「定例会」で報告を行い情報共有していると聞き、それまで「準要保護」の認定等に関わって、年に1回「三中」側から民生委員・児童委員に会議案内していたが、学校側のお願いの時だけでなく、生徒をもっと身近に感じていただくため、また生徒がお客様に明るく挨拶する機会を設定することから地域に生きる一人としての意識づけもねらい、この「定例会」を学校で開催することを提案した。民生委員・児童委員の定例会の案件により、可能な時に学校開催の「定例会」が実現し、民生委員・児童委員による授業参観や、管理職との情報交換会へと、交流の範囲が広がっていった。こうした交流により、民生委員・児童委員も以前にも増して生徒に愛着を感じていただけるようになった。地域の子供を応援したいとい

うのは、多くの大人が考えていることであるので、学校が中心となって進めてきた上記の活動により、民生委員・児童委員のなり手不足の緩和に、多少なりとも貢献ができたのではないかと自負している。

### 第3章 今後の課題

第2章では、「三中」の事例をもとに、いかにして学校と地域が「互いに参画し合い、提案し合う」という関係を築き上げてきたかについて記したが、少子高齢化の進行や、それに伴う学校の統廃合等により、地方の学校を取り巻く状況は急速に難しさを増している。最近も、酒田市立第四中学校（以下「四中」という。）について、市の教育委員会から「四中と学区内6小学校を統合し、小中学校の区別なく義務教育を一施設で行う義務教育学校を新設する」「敷地は地域の中心的な施設である四中に義務教育学校を建設するのが合理的」等の提案がなされたが、<sup>21</sup>「四中」は市内随一の広い学区を有しており、最も遠い地域に住む生徒の家から現在の「四中」までは車でも30分近くかかるため、特に冬季の小学生の通学をどうするか、また生徒の放課後活動をどうするかなど、今後様々な課題が見えてくると思われる。

そうした中で、家庭や地域との連携・協働関係を維持していくには、どのような取り組みが必要か、以下に私見を記したい。

まず考えたいのが、法律や省庁、地方公共団体の壁を超えた対応についてである。地方には、学校の統廃合に伴い使われなくなった校舎が増えている一方、地方公共団体の財政難などから新たな施設の建設のための予算が限られている現状がある。これに対して、建設段階から学校教育と社会教育の両方に使える施設として整備する、民間企業やNPO法人等を巻き込んだ校舎の利用計画を立て学校教育機能を維持しながら一部を社会福祉施設等として利用するなど、法律の壁を超えて「地域の教育力向上」に向けた取り組みが考えられないだろうか。

また、令和5(2023)年4月1日の「子ども家庭庁」の発足により、文部科学省

---

<sup>21</sup>「荘内日報」令和5年12月2日付。

と厚生労働省で管轄が分かれていた「放課後児童健全育成事業」などについて、一元的に対応する体制が整いつつあるが、地方レベルでは、同じような事業をそれぞれの教育委員会が独自に行っているなど、協力し合えばもっと有効な対策が取れることはたくさんあるように思われる。例えば、公立中学校は市町村立がほとんどであるため、学区が自治体ごとに分かれているが、これをもう少し有効に組み合わせることで、適切な教育施設の配置や、生徒の通学等の問題の緩和が図れるのではないだろうか。

もっとも、地方公共団体の壁を超えた対応については、条例や予算など、様々な問題があることは事実である。そうであれば、逆に地方公共団体の様々な政策と学校経営を有機的に結び付ける方策を検討してはどうか。例えば、教育委員会策定の「教育振興基本計画」の評価や「学校評価ガイドライン」に基づく学校評価を、地方公共団体の「総合（発展）計画」や「地域再生計画」等の評価と組み合わせて行うといったことはできないだろうか。これにより、地域の方々の学校経営に対する関心をさらに高めることも期待できるので、「社会総掛かりでの教育の実現」に向けた一つの有効な方策ではないかと考える。

地方ではすでに、「学校教育を学校だけで行うことはできない」という時代に入っている。地域連携を柱とした学校経営を進めることで、少子高齢化や人口減少、地方公共団体の財政難といった様々な課題を越えて、変化の激しい時代を生き抜く力を持った子どもたちの育成に取り組んでいきたい。